

第2号様式(第10条関係)

令和3年4月21日

沖縄県議会議員 殿

沖縄県議会議員

新垣 新



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 新

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	13,700	ホームページ管理費代
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	個人負担 計上せず
資料作成費	0	個人負担 計上せず
資料購入費	72,333	沖縄タイムス 琉球新報 公明新聞
事 務 所 費	600,000	事務所家賃
事 務 費	9,060	NHK放送料
人 件 費	744,764	職員給与 労働保険料
合 計	1,439,857	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

領収証 新垣 了次 様 No. _____

金額	¥ 5,400
----	---------

HP管理代行(11-11-1XC) 8月分
2020年 7月28日 上記正に領収いたしました

店名 (有)ACCESS-POINT
〒901-0223 沖縄県豊見城市筋長 853-5 浜田ビル2F
TEL/FAX 098-996-1683
合同会社アクセスポイント

振込金額 振分 ¥ 2,700

QR141B

領収証 新垣 了次 様 No. _____

金額	¥ 5,500
----	---------

HP管理代行(11-11-1XC) 9月分
2020年 8月27日 上記正に領収いたしました

店名 (有)ACCESS-POINT
〒901-0223 沖縄県豊見城市筋長 853-5 浜田ビル2F
TEL/FAX 098-996-1683
合同会社アクセスポイント

振込金額 振分 ¥ 2,750

QR141B

領収証 新垣 了次 様 No. _____

金額	¥ 5,500
----	---------

HP管理代行(11-11-1XC) 10月分
2020年 9月28日 上記正に領収いたしました

店名 (有)ACCESS-POINT
〒901-0223 沖縄県豊見城市筋長 853-5 浜田ビル2F
TEL/FAX 098-996-1683
合同会社アクセスポイント

充当割合 振分 ¥ 2,750

QR141B

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
8/28	琉球新報7月分	3,075	全額	3,075
9/25	琉球新報8月分	3,075	全額	3,075
10/26	琉球新報9月分	3,075	全額	3,075
11/25	琉球新報10月分	3,075	全額	3,075
12/22	琉球新報11月分	3,075	全額	3,075
1/25	琉球新報12月分	3,075	全額	3,075
2/25	琉球新報1月分	3,075	全額	3,075
3/25	琉球新報2月分	3,075	全額	3,075
3/25	琉球新報3月分	3,075	全額	3,075
8/27	沖縄タイムス7月分	3,075	全額	3,075
9/23	沖縄タイムス8月分	3,075	全額	3,075
10/16	沖縄タイムス9月分	3,075	全額	3,075
11/12	沖縄タイムス10月分	3,075	全額	3,075
12/17	沖縄タイムス11月分	3,075	全額	3,075
1/13	沖縄タイムス12月分	3,075	全額	3,075
1/13	沖縄タイムス1月分	3,075	全額	3,075
1/13	沖縄タイムス2月分	3,075	全額	3,075
1/13	沖縄タイムス3月分	3,075	全額	3,075
9/3	公明新聞7月分	1,887	全額	1,887
9/3	公明新聞8月分	1,887	全額	1,887
10/5	公明新聞9月分	1,887	全額	1,887
11/4	公明新聞10月分	1,887	全額	1,887
12/4	公明新聞11月分	1,887	全額	1,887
1/8	公明新聞12月分	1,887	全額	1,887
2/5	公明新聞1月分	1,887	全額	1,887
2/5	公明新聞2月分	1,887	全額	1,887
2/5	公明新聞3月分	1,887	全額	1,887
資料購入費 充当合計				72,333

充当割合:政務活動 のみ全額充当

資料購入費

2020年7月分
西崎町3丁目8
マンション安里1F
新垣あらた

領収証 000002
005-006-1-17-024513

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
<p>琉球新報</p>			<p>消費税額込</p> <p>2020/7/15</p> <p>読者ID 679135</p> <p>印刷日 2020/7/15</p>

※軽減税率対象

販売店 糸満センター
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3 1F
店主 園吉真信

相当者印

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

金額充当(%)
7月分 ¥3,075

2020年8月分
西崎町3丁目8
マンション安里1F
新垣あらた

領収証 000002
005-006-1-17-024513

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
<p>琉球新報</p>			<p>消費税額込</p> <p>2020/8/13</p> <p>読者ID 679135</p> <p>印刷日 2020/8/13</p>

※軽減税率対象

販売店 糸満センター
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3 1F
店主 園吉真信

相当者印

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

金額充当(%)
8月分 ¥3,075

2020年9月分
西崎町3丁目8
マンション安里1F
新垣あらた

領収証 000002
005-006-1-17-024513

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
<p>※軽減税率対象</p> <p>販売店 糸満センター TEL 098-994-9405 住所 阿波橋1368-3 1F 店主 国吉真信</p> <p>既着ID 679135 印刷日 2020/09/10</p> <p>自振・クレジット払いでTポイント500ポイント還元 毎度ご愛読ありがとうございます。</p>			

全額充当(1%)
9月分 ¥3,075

2020年10月分
西崎町3丁目8
マンション安里1F
新垣あらた

領収証 000002
005-006-1-17-024513

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
<p>※軽減税率対象</p> <p>販売店 糸満センター TEL 098-994-9405 住所 阿波橋1368-3 1F 店主 国吉真信</p> <p>既着ID 679135 印刷日 2020/10/09</p> <p>自振・クレジット払いでTポイント500ポイント還元 毎度ご愛読ありがとうございます。</p>			

全額充当(1%)
10月分 ¥3,075

充当割合:政務活動 のみ全額充当

資料購入費

2020年11月分
西崎町3丁目8
マンション安里1F
新垣あらた

領収証

000002
005-006-1-17-024513

様

全額充当(10%)
11月分 ¥3,075

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075
消費税額込			
<p>金額を明瞭にしました。 2020年12月25日 発行日 発行所: 琉球新報社</p>			

琉球新報

*軽減税率対象

読者ID
679135

販売店 糸濱センター
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3 1F
店主 國吉真信

担当者印



発行日
2020/11/16

自撮りクレジット払いでポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

12

2020年12月分 領収証 000002
 西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513
 マンション安里1F
 新垣あらた様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075

消費税額込

琉球新報

※軽減税率対象

販売店 糸満センター
 TEL 098-994-9405
 住所 阿波根1368-3 1F
 店主 國吉真信

読者ID 679135
 担当者印

印刷日 2020/12/08

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当
 12月分
 ¥3,075
 (10/10)

2021年1月分 領収証 000002
 西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513
 マンション安里1F
 新垣あらた様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075

消費税額込

琉球新報

※軽減税率対象

販売店 糸満センター
 TEL 098-994-9405
 住所 阿波根1368-3 1F
 店主 國吉真信

読者ID 679135
 担当者印

印刷日 2021/01/13

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当
 1月分
 ¥3,075
 (10/10)


新垣 真信 様 No.

73075											


令和3年2月分新聞代
 令和3年2月25日 正記正に領収いたしました
 〒901-0801沖縄県糸島市字阿波根1368-2
 TEL:098-994-9405
 登録番号

税込金額
 消費税額(%)
 税抜金額
 消費税額(%)



GR14ES

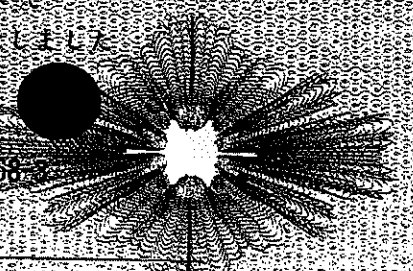
全額充当
 10% 2月分 ¥3,075


新垣 真信 様 No.

73075											

令和3年2月分新聞代
 令和3年2月25日 正記正に領収いたしました
 〒901-0801沖縄県糸島市字阿波根1368-2
 TEL:098-994-9405
 登録番号

税込金額
 消費税額(%)
 税抜金額
 消費税額(%)



GR14ES

全額充当
 10% 3月分 ¥3,075

お問い合わせ番号: 0344-00693201
 領収書 No: 25117941
 2020年 7月分 領収書
新垣 新様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227円)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

📄 沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ

8/27

全額充当(10%)
 7月分 ¥3,075

お問い合わせ番号: 0344-00693201
 領収書 No: 25295059
 2020年 8月分 領収書
新垣 新様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227円)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

📄 沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ

9/23

全額充当(10%)
 8月分 ¥3,075

お問い合わせ番号: 0344-00693201
 領収書 No: 25450689
 2020年 9月分 領収書
新垣 新様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227円)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

📄 沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ

10/6

全額充当(10%)
 9月分 ¥3,075

充当割合: 政務活動 のみ全額充当

資料購入費

お問い合わせ番号: 0344-00693201
 領収書 No: 25613221
 2020年 10月分 領収書
新垣 新様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ

11/2

全額充当(10%)
10月分 ¥3,075

お問い合わせ番号: 0344-00693201
 領収書 No: 25757981
 2020年 11月分 領収書
新垣 新様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ

12/17

全額充当(10%)
11月分 ¥3,075

お問い合わせ番号: 0344-00693201
 領収書 No: 25926753
 2020年 12月分 領収書
新垣 新様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ

1/13

全額充当(10%)
12月分 ¥3,075

充当割合:政務活動のみ全額充当

資料購入費

お問い合わせ番号: 344-00693201
領収書 No: 2021年1月分 領収書 様

新垣 新

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075	円
<small>(内消費税227円)</small>		
品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

☎ 沖縄タイムス

販売店 西崎西
(事業者番号)

TEL 994-8414
店主 比嘉まゆみ

全額充当(10%)
令和3年1月分
¥3,075

お問い合わせ番号: 344-00693201
領収書 No: 2021年2月分 領収書 様

新垣 新

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075	円
<small>(内消費税227円)</small>		
品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

☎ 沖縄タイムス

販売店 西崎西
(事業者番号)

TEL 994-8414
店主 比嘉まゆみ

全額充当(10%)
2月分 ¥3,075

お問い合わせ番号: 344-00693201
領収書 No: 2021年3月分 領収書 様

新垣 新

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075	円
<small>(内消費税227円)</small>		
品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

☎ 沖縄タイムス

販売店 西崎西
(事業者番号)

TEL 994-8414
店主 比嘉まゆみ

全額充当(10%)
3月分 ¥3,075

新聞購読料 領収証

新垣 新様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年7月分 領収日 9月3日
領収金額 ¥1,887

品名	延べ冊数	冊数	金額

その他購読料等 領収証

品名	延べ冊数	冊数	金額
公明新聞*	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796
お申込No 47019-30378(406)

全額充当 7冊 ¥1,887 (10%)

新聞購読料 領収証

新垣 新様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年8月分 領収日 9月3日
領収金額 ¥1,887

品名	延べ冊数	冊数	金額

その他購読料等 領収証

品名	延べ冊数	冊数	金額
公明新聞*	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796
お申込No 47019-30378(406)

全額充当 8冊 ¥1,887 (10%)

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年9月分 領収日 10月5日

¥1,887

品名			
数量			
単価			
金額			

その他購読料等 領収証

品名			
数量			
単価			
金額			

公明新聞※ 1,887 1 1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 (8%対象 1,887)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城4,92-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込№. 47019-30378(406)

金額充当 9A分 ¥1,887 (10%)

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年10月分 領収日 11月4日

¥1,887

品名			
数量			
単価			
金額			

その他購読料等 領収証

品名			
数量			
単価			
金額			

公明新聞※ 1,887 1 1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 (8%対象 1,887)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城4,92-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込№. 47019-30378(406)

金額充当 10A分 ¥1,887 (10%)

新聞購読料 領収証

新垣 新様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年11月分 領収日 12月4日
¥1,887

品名	数量	単価	金額

その他購読料等 領収証

品名	数量	単価	金額
公明新聞*	1	1,887	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象)
(8%対象 1,887)

販売店 平良 隆
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(406)

(10/10) 全額充当 11分
¥1,887

新聞購読料 領収証

新垣 新様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年12月分 領収日 1月8日
¥1,887

品名	数量	単価	金額

その他購読料等 領収証

品名	数量	単価	金額
公明新聞*	1	1,887	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象)
(8%対象 1,887)

販売店 平良 隆
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(406)

全額充当 12月分 ¥1,887 (10/10)

新聞購読料 領収証

新垣 新様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年1月分

領収日 2月5日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	数量	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	数量	金額
公明新聞*	1,887	1	1,887

*は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

全額充当
¥1,887
1月分
(1/10)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(406)

領 収 証

新垣 新様

2021年2月5日

★	¥1,887
---	--------

但し、公明新聞(2月分)代として
上記正に領収いたしました

全額充当
¥1,887
2月分
(1/10)

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

聖教新聞糸満販売店
店主 平良 聡
〒901-0303 糸満市字兼城492-6
電話 098-995-1778

領 収 証

新垣新 様

2021年 2月 5日

★ 71,887-

但し、公明新聞(3月分)代として
上記正に領収いたしました

聖教新聞系満販売店

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

店主 平 良

〒901-0303 糸満市字養城492-6

電話 098-995-1778

GR1018

全額充当 3月分 71,887

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

№ 010566

令和 2年 8月 27日

新垣 新 様

入金額	¥ 120000	入金内訳	現金	
			小切手	
			振込	
			相殺	
			預り金	
			計	

この内消費税 円を含みます。

但し マンション安里1F9月分家賃として(8/27振替)

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークシステム
有限会社 アイ・ホーク
沖縄県知事【3】第37号
〒901-0305 沖縄県糸満市南平1丁目17-35
TEL: (098) 994-5988 FAX: (098) 994-5989

受領者印

全額充当(10%) 9月分 ¥120000

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

№ 010588

令和 2年 9月 28日

新垣 新 様

入金額	¥ 120000	入金内訳	現金	
			小切手	
			振込	
			相殺	
			預り金	
			計	

この内消費税 円を含みます。

但し マンション安里1F10月分家賃として(9/28振替)

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークシステム
有限会社 アイ・ホーク
沖縄県知事【3】第37号
〒901-0305 沖縄県糸満市南平1丁目17-35
TEL: (098) 994-5988 FAX: (098) 994-5989

受領者印

全額充当(10%) 10月分 ¥120000-

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書まで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

№ 010614

令和 2年10月27日

新垣 新 様

入金額	¥ 1200000	入金内訳	現金	
			小切手	
			振込	
			相殺	
			預り金	
			計	

この内消費税 円を含みます。
但しマンション安里1F11月分家賃として(1/27振替)

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション
有限会社 **ア・ホ・カ**
沖縄県知事【3】第372号
〒901-0305 沖縄県糸満市西崎2丁目17-35
TEL: (098) 994-5988 FAX: (098) 994-5989

受領者印

全額充当(10%) 11月分 ¥120000

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書まで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

№ 010636

令和 2年11月27日

新垣 新 様

入金額	¥ 1200000	入金内訳	現金	
			小切手	
			振込	
			相殺	
			預り金	
			計	

この内消費税 円を含みます。
但しマンション安里1F12月分家賃として(1/27振替)

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション
有限会社 **ア・ホ・カ**
沖縄県知事【3】第372号
〒901-0305 沖縄県糸満市西崎2丁目17-35
TEL: (098) 994-5988 FAX: (098) 994-5989

受領者印

全額充当 ¥120000- 12月分(10%)

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印(暗帳印)のないものは無効とします

領 収 証

No 010664

令和 3年 / 月 27日

新垣新 様

入金額	¥120000	入金内訳	
この内消費税 円を含みます。		現金	
但し		小切手	
マンション管理費 R3 2月分家賃として(1/27振替)		振込	
上記の金額正に領収致しました。		相殺	
		預り金	
		計	

不動産ネットワークステーション

有限会社 **ア・ホ・ホ** 受領者印

沖縄県知事【3】第3120号

〒901-0305 沖縄県糸満市西

☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5985

全額充当(10%) 2月分 ¥120,000

事務所概要申告票

議員名 新垣 新

1. 物件の所在

住所	糸満市西崎3-8マンション安里1階	
電話番号	098-851-8637	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [_____]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: _____) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

新垣 新



賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 新

1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎3-8マンション安里1階
----	-------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当核事務所は、政務活動専用としており、全額当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	120,000	円
その他	仲介手数料	0 円
		0 円

(充当額)

家賃(月額)	120,000	円
その他		0 円
		0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

新垣 新





事業用建物賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX 様

借主 新垣 新 様

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	マンション安里		階	1階
建物の名称	住居表示	神奈川県横浜市西崎町3-8	登記簿	神奈川県横浜市西崎町3-8
所在地	用途	事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>	種類	マンションビル <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 店舗(事務所)兼共同住宅
構造	床面積	111.49㎡	登記簿	111.49㎡
築年	建築時期	昭和62年11月15日	新築	(大規模修繕を令和元年実施)・ <input type="checkbox"/> 不詳
附属施設	※令和元年外観防水塗装実施			

(2) 事業内容

情報開示事務所

(3) 契約期間

始期	令和元年11月1日	から	2年0月間	目的物件の引渡し時期	令和元年11月1日
終期	令和3年10月31日	まで			

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	賃料 月額 120,000円 (内消費税等 円)		内訳等
共益費(管理費)	月額	-円 (内消費税等 円)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限	※2年未満の場合には次のものを含む <input type="checkbox"/> 上下水道使用料 <input type="checkbox"/> 電気料 <input type="checkbox"/> ガス料 <input type="checkbox"/> その他 ()		
敷金/礼金	月額	132,000円	当月分を 翌月分を 毎月 27日までに
仲介手数料(税込)	月額	円	家賃×80%
附属施設使用料	月額	円	円
その他	※2年未満の場合に違約金(120,000円)が発生します。		
賃料等の支払方法	振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/>		
貸与する組と本数	振込先金融機関名	新垣銀行	預金
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	有限会社 アイ・ホーム
	振込手数料負担者	借主 <input type="checkbox"/> 貸主 <input type="checkbox"/> 持参先	
	電話番号①	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	電話番号②
	電話番号③	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間および更新)

第2条 本契約の締結は、頭書(2)に記載する期間(以下「契約期間」という。)を以て、以下に定める更新条項(以下「更新条項」という。)を以て、更新されるものとす。

(使用目的)

第3条 借主は、本物件を頭書(2)の事業内容で使用するものとしなければならない。

(賃料等)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料及び消費税、共益費(管理費)および附属施設賃料等(以下「賃料等」という。)を貸主に支払わなければならない。

2ヶ月に満たない期間の賃料等は、その月(本契約の契約期間の始期ないし終期)の属する月の日数にて日割計算した額とする。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料等を改定することができる。
一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合
二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合

三 近隣同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合
四 建物の維持管理費の増減により共益費(管理費)および附属施設賃料等が不当となった場合

(敷金または保証金)
第5条 借主は、本契約から生じる一切の債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金または保証金(以下「敷金等」という。)を本契約締結と同時に貸主に預け入れらるものとする。

2 借主は、本物件を借主が前記の敷金等をもって賃料等と相殺をすることができない。
3 借主は、敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならない。
4 借主は、賃料が増額され敷金等が不足することになった場合、不足分を速やかに補てんしなければならぬ。

5 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金等を無利息にて借主に返還しなければならぬ。ただし、頭書(4)に記載の敷引き・保証金償却規定の定めがある場合には、これらを控除した後の金額を返還するものとする。また、本契約に基づき借主の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金等から差し引くことができる。この場合には、貸主は、敷金等から差し引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。

(反社会的勢力の排除)
第6条 貸主および借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を承諾する。
一 自らか、暴力団、暴力団関係企業、総合屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力を有しないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結すること
四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または借金を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

第7条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の事業内容以外に使用してはならない。
2 借主は、貸主の本物件の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸(同居、共同使用、その他これらに準ずる一切の行為を含む)してはならない。
3 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。
一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
二 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威嚇を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること
三 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
四 本物件を、業として危険薬物の販売等の用に供すること
五 本物件を、物販等場の用に供すること

4 借主は、貸主の本物件の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改築もしくは模様替えまたは本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはならない。
5 借主は、本物件において危険な行為・騒音・悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を阻害する行為、衛生上有害となる行為ならびに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

(内部査察および設備の新設等)
第8条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ文書および図面により貸主の承諾を得ることを必要とし、その費用は借主の負担とする。
一 本物件内の造作・改造・間仕切り・器具等の新設または増設等をすると
二 照明灯の増設・移転・電線の引き込み・配線・給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等をするとき
三 金庫その他の貴重品を搬入届出するとき
四 扉板および広告設備を設置するとき

(規約の遵守等)
第9条 借主は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 借主は、管理規約・使用規則等を選択するとともに、貸主が本物件管理上必要な事項を借主に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

(通知義務)
第10条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸主または貸主指定の管理人にすみやかに通知しなければならない。
一 借主の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合
二 近所保護証人の住所・氏名・電話番号等に変更がある場合
三 借主が本物件を長期不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先等
四 本物件に変更が生じたまたは貸主または貸主指定の管理人において借主を要する箇所が生じた場合

(契約の解除)

第11条 貸主は、借主において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該借務の履行等を催告した上で、その期間内に当該借務が履行されない場合は、本契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項に規定する賃料等の支払義務を怠ったとき
二 第7条各項に規定する行為(同条第2項に規定する行為および第3項に規定する義務のうち、第一号、第三号ないし第五号、第4項に規定する行為を除く。)を行つたとき
三 本物件を貸主の承諾なくして1ヶ月以上使用しないとき
四 借主が本物件に入居の申込みをする際の内容について虚偽の申出をしたと認められる場合
五 警察の介入を生じさせる行為があつた場合(借主またはその使用人等における自らの行為によるものを除く)

六 その他本契約またはこれに付随して締結した契約の条項の一つに違反したとき

2 借主が次の各号の一つに該当する場合は、貸主は何らの催告を要せず、即時に本契約を解除することができる。なお、この場合借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

- 一 解散・破産・民事再生・会社更生等を自ら申し立て、ないしは申し立てられたとき
二 銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき
三 主務官庁から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
四 借主が第7条第2項に規定する義務に反した場合、および第3項に規定する義務のうち第一号、第三号ないし第五号もしくは第4項に規定する行為を行つた場合
五 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があつた場合

(中途解約)

3 貸主または借主の一方について、第6条各号の法的に反する事実が判明した場合ないしは本契約締結後に第6条各号の法的に反する事由が生じた場合、その相手方は、何らの催告も要せずし、本契約を直ちに解除することができる。なお、この場合契約を解除された側は、本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

(中途解約)

第12条 借主は、貸主に対して少なくとも3ヶ月前に解約の申入れを行つたことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、借主は、解約申入れの日から3ヶ月分(ただし、解約日までの期間が3ヶ月に満たない場合は、その不足日数分の賃料等を貸主に支払うことにより、同時に本契約を解約)することができる。

3 第1項および第2項による解約の申し入れは書面によるものとする。

(賃貸借期間開始前の解約)

第13条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合は、貸主に対し書面による解約の申し入れをするものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分に相当する額を貸主に支払うものとする。

2 貸主は、借主より預託を受けた敷金等を任意に前項の金額に充当できるものとする。

(明渡し・原状回復義務)

第14条 借主は、明渡しを事前に行つた貸主または貸主指定の管理人あてに通知し、立会日を協議した上で、本契約が終了する日までに本物件を明渡しななければならない。ただし、第11条の規定に基づき本契約

約が解除()合は、直ちに本物件を明渡しななければならない。

2 前項の場合に、借主は、本物件内に取付・施設した造作・附仕切り・建具等および備置設備を借主の費用で撤去し、本物件を原状に回復して貸主に明渡しななければならない。

3 前項の規定にかかわらず、借主が任意に原状回復をしない場合には、貸主は、借主の費用負担のもとに原状回復をすることができる。この場合に、貸主は、原状回復費用の内訳を借主に明示するものとする。

4 借主は、本物件の明渡しに際しては、残存物をすべて処理し、公共料金等の精算を済ませた上で、錠等の貸与されたものを返還するものとする。また、本物件の明渡し時において借主が本物件内に残置した物品については、借主はその所有権を放棄することとし、貸主はその物品を任意処分することができる。

5 借主が貸主の承諾を得て造作または設置した物品について、貸主はその費用を償還、買取する義務を負わない。(立入り等)

第15条 貸主または貸主指定の管理人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上物に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができる。

2 前項の規定にかかわらず、貸主または貸主指定の管理人は、緊急に立ち入る必要がある場合には、貸主は、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。ただし、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後すみやかにその旨を借主に通知しなければならない。(解除通知等の送付先)

第16条 貸主または借主が相手方に対して、本契約解除通知等をなすにあたり、本契約書記載の住所あるいは貸主届出のあった住所に宛てて通知書等を発送した場合には、相手方の受領拒絶あるいは所在不明等で到達しなかつた場合でも、通常その通知が到達すべき時にその意思表示は相手方に到達したものとす。

(解除後の本物件内の借主所有財産の処分等)

第17条 本契約が解除されたにもかかわらず、借主が所在不明のため借主自身が本物件を明け渡すことができない場合には、返済保証人は借主の承諾を要することなく、返済保証人の判断で本物件内の財産を隠匿等の処分ができることとし、その場合借主は何らの異議も述べない。なお、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所、借主の住民票記載の住所、返済保証人の住所のいずれの住所に宛てて借主に對し書類を送付しても、借主から何らの回答のない場合には、所在不明とみなす。

2 前項の場合において、貸主が返済保証人に対し前項の処分を催告したにもかかわらず、返済保証人がその処分を怠つた場合は返済保証人も所在不明の場合には、貸主は自ら借主の承諾を要することなく、貸主の判断で本物件内の財産を隠匿等の処分ができるものとし、その場合借主は何らの異議も述べない。

(契約の消滅)

第18条 本契約は、本物件の全部または一部が天災、地震、火災その他の借主、借主双方の責めに帰さない事由により、ないし、都市計画事業等による取用または使用制限によりその目的を達することができなくなった場合には当然に終了する。

事務所費

(損害賠償) 第19条 借主が資料等の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.0%の罰金を支払わなければならない。

2 借主は、本人・使用人もしくはその防犯者等の故意または過失により、本物件ないしはその設備等に損害を与えたときは、直ちにその損害を貸主に賠償するとともに、近隣その他第三者に損害を与えたときは、自らの責任と負担においてその一切を賠償しなければならない。

(立退料等の請求禁止) 第20条 本契約が終了した場合、借主は、貸主に対して立退料・移転料・損害賠償その他名目のいかなる請求もせず一切の請求をしないものとする。ただし、本契約が貸主との都合により合意解約された場合には、貸主、借主協議の上、貸主は借主に對し相当の金員を支払う。

(契約期間中の修繕) 第21条 貸主は、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、借主の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

2 前項の規定にもとづき貸主が修繕を行う場合は、貸主は、あらかじめ、その旨を借主に通知しなければならない。この場合において、借主は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 本物件内の床・壁・天井(塗装・壁紙の張り替えを含む)の修繕等小規模な修繕に因する費用は、原則として借主の負担とする。

4 要修繕箇所を発見した時は、借主は、すみやかに貸主に通知しなければならない。借主負担の修繕といえども必ず貸主と協議の上実施するものとする。

(連帯保証人) 第22条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の一切の債務を負担するものとする。本契約が、合意更新ないし法定更新された場合も同様とする。

2 借主は、連帯保証人が欠けたとき、または、連帯保証人が適当でないと貸主が認めるときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(協議) 第23条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について協議が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所) 第24条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所とする。

(特約条項) 第25条 第24条までの規定以外に、本契約の約款については、別に明記(3ページ)するとおりとす。

以上

放送受信料
払込受領証
(金融機関・コンビニ用)

お客様氏名
新垣 新 様

お客様番号
915-7573-253

金額
2310 円

お支払期間
令和 2年 8月
~
令和 2年 9月

受取人
本証は放送受信料の領収証にかわるもの
です。大切に保管してください。
日本放送協会

お問い合わせ先・電話番号
NHK ふれあいセンター
0570-077-077

領収日附印
(金融機関・CVS収入印紙貼付欄)
72138
20.10.15
糸川三川国地前
フレッシー

金融機関・CVS—お客様

(NHK)

放送受信料
払込受領証
(金融機関・コンビニ用)

お客様氏名
新垣 新 様

お客様番号
915-7573-253

金額
2250 円

お支払期間
令和 2年10月
~
令和 2年11月

受取人
本証は放送受信料の領収証にかわるもの
です。大切に保管してください。
日本放送協会

お問い合わせ先・電話番号
NHK ふれあいセンター
0570-077-077

領収日附印
(金融機関・CVS収入印紙貼付欄)
72138
20.12.28
糸川三川国地前
フレッシー

金融機関・CVS—お客様

(NHK)

放送受信料
払込受領証
(金融機関・コンビニ用)

お客様氏名
新垣 新 様

お客様番号
915-7573-253

金額
2250 円

お支払期間
令和 2年12月
~
令和 3年 1月

受取人
本証は放送受信料の領収証にかわるもの
です。大切に保管してください。
日本放送協会

お問い合わせ先・電話番号
NHK ふれあいセンター
0570-077-077

領収日附印
(金融機関・CVS収入印紙貼付欄)
72138
21.3.01
糸川三川国地前
フレッシー

金融機関・CVS—お客様

放送受信料
払込受領証
(金融機関・コンビニ用)

お客様氏名
新垣 新 様

お客様番号
915-7573-253

金額
2250 円

お支払期間
令和 3年 2月
~
令和 3年 3月

受取人
本証は放送受信料の領収証にかわるもの
です。大切に保管してください。
日本放送協会

お問い合わせ先・電話番号
NHK ふれあいセンター
0570-077-077

領収日附印
(金融機関・CVS収入印紙貼付欄)
72138
21.3.01
糸川三川国地前
フレッシー

金融機関・CVS—お客様

全額充当
8月分
9月分
¥2,310

全額充当
10月分
11月分
¥2,250

→ 全額充当
令和3年 2月分 ¥2,250-
3月分

↓
全額充当
12月分 ¥2,310
1月分

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和 2 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
8月5日	82,000	0	246	81,754	●	7月分
9月7日	82,000	0	246	81,754	●	8月分
10月5日	82,000	0	246	81,754	●	9月分
11月5日	82,000	0	246	81,754	●	10月分
12月7日	82,000	0	246	81,754	●	11月分
1月5日	82,000	0	246	81,754	●	12月分
2月5日	82,000	0	246	81,754	●	1月分
3月5日	82,000	0	246	81,754	●	2月分
3月31日	82,000	0	246	81,754	●	3月分
合計	738,000		2,214	735,786		

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名
沖縄労働局

※取扱庁番号
00075679

※CD
9

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所

6118

※令和
02

年度

取扱署名

郵便局	所長	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
7	1	0	1037087	-000	9	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入額入

※課年(元号・令和は9) ※課年(元号・令和は7、令和は9)

9-2 9-2

※取扱区分
62

※課区分
2

※内証券受領

労働保険料	11952
一般拠出金	719
納付額(合計額)	11971

(住所) 〒901-0306 糸満市
西崎
6-16-14
光ビル101
(氏名) 新垣アラタ事務所
新垣 新

08-E004747 AA1A47R008578#
47101037087-000 0008578

あて先
〒900-0006
那覇市
おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階
E 沖縄労働局

上記の合計額を領収しました。
領収日付印
出納済
2.7.7
琉球銀行
西崎支店
3
(納付済)

11,971 × 3/12 = 2,992 個人負担 738 円

2,992 - 738 = 2,254 事業所負担 (4月~6月) 2,254 円充当済み

11,971 × 9/12 = 8,978 個人負担 2,214 円

8,978 - 2,214 = 6,764 事業所負担 (7月~3月分) 6,764 円

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789
第3片「記入に当たっては注意事項をよく読んでから記入して下さい。OCR読への記入は上記の「標準字体」でお願いします。」
08 E 0008578
事業主控 08-E004747
AA1A47R-008578#

種別 []
※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分
資格(2) 保険関係等 業種 産業分類
01 111 9216 93

あて先 〒 900-0006
那覇市
おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階
沖縄労働局 c17k6v10
労働保険特別会費納入徴収専用

(注) 労働保険料の計算は、労働保険料率の適用期間に属する労働者の労働日数に基づき、労働者の労働日数に労働保険料率を乗じて算出する。

① 労働保険料 47101037087-000
② 増加年月日(元号・令和は○) 9-2-7
③ 事業停止等年月日(元号・令和は○) 9-2-7
④ 労働者数 1
⑤ 雇用保険被保険者数 1
⑥ 労災保険被保険者数 1
⑦ 労災保険被保険者数(労災) 1
⑧ 労災保険被保険者数(労災) 1
⑨ 労災保険被保険者数(労災) 1
⑩ 労災保険被保険者数(労災) 1

区分	⑧ 保険料 一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	992	1000分の12	118.64
労災保険料	992	3688分の3	9.98
雇用保険料	992	1000分の9	8.93
労災保険料(労災)	992	1000分の9	8.93
一般拠出金(注1)	992	1000分の0.02	0.1984

区分	⑪ 保険料算定基礎額	⑫ 保険料率	⑬ 概算・増加概算保険料額(⑪×⑫)
労働保険料	992	1000分の12	118.64
労災保険料	992	3688分の3	9.98
雇用保険料	992	1000分の9	8.93

⑭ 事業主の報告書(労災のみを記入) ⑮ 事業主の報告書(労災のみを記入)
⑯ 労災保険料率 ⑰ 労災保険料率
⑱ 労災保険料率 ⑲ 労災保険料率

⑳ 申告済概算保険料額	11,664	㉑ 申告済概算保険料額	27.07
㉒ 差引額	144	㉓ 増加概算保険料額	000000000000000000

⑳ 申告済概算保険料額	11,664	㉒ 差引額	144	㉓ 増加概算保険料額	000000000000000000
㉔ 労働保険料	11,664	㉕ 労災保険料	9.98	㉖ 雇用保険料	8.93
㉗ 労災保険料	9.98	㉘ 雇用保険料	8.93	㉙ 労災保険料	9.98
㉚ 雇用保険料	8.93	㉛ 労災保険料	9.98	㉜ 雇用保険料	8.93

加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険
所在地 那覇市西町3-8 新項新
名称 47-1-01 037087-000 E
住所 (イ) 住所 (法人の本拠地) 那覇市西町1-2-8-101
名称 (ロ) 名称 新項新事務所
氏名 (ハ) 氏名 新項新
記名押印又は署名

(注) 労働保険料の計算は、労働保険料率の適用期間に属する労働者の労働日数に基づき、労働者の労働日数に労働保険料率を乗じて算出する。

令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 新垣 新

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

新垣 新



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 新垣 新】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 	20%
	研修に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会・会議の準備・運営（プログラム作成、施設、講師との連絡・調整等） 	15%
	広聴広報に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌の記事作成、印刷業者との調整等・ホームページの管理・広報誌の配布 	10%
	要請陳情等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請陳情先の期間との連絡・調整・住民相談、意見交換の対応・要請文、陳情文作成 等 	20%
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業団体との意見交換の準備・運営 等 	10%
	資料作成に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ資料の作成 	10%
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品、消耗品等の管理・電話・来賓対応、議員への連絡調整・政務活動費の管理、収支報告の作成 等 	15%
小計			100%
	政務活動以外の活動に係る職務		

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

新垣 新



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日
主な就業場所	糸満市西崎 3-8 マンション安里 1 階 新垣 新 事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間 12 時～13 時)
休 日	土・日・祝祭日 有給休暇制度あり (16 日)
給与 (賃金)	月給 82,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末×切 翌月 5 日支払
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接払い <input type="checkbox"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 2 年 4 月 1 日
雇用者 氏名 新垣 新
被雇用者 氏名 ■■■■■



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

コト
非常災害 8/8~8/12

令和2年

摘要	9月			8月			7月			
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	●	17日	●	1日	●	17日	●	17日	●	1日
	●	18日	●	2日	●	18日	(土)	18日	●	2日
	(土)	19日	●	3日	●	19日	(日)	19日	●	3日
	(日)	20日	●	4日	●	20日	●	20日	(土)	4日
敬老の日		21日	(土)	5日	●	21日	●	21日	(日)	5日
秋分の日		22日	(日)	6日	(土)	22日	●	22日	●	6日
	●	23日	●	7日	(日)	23日	●	23日	●	7日
	●	24日	●	8日	●	24日	(土)	24日	●	8日
	●	25日	●	9日	●	25日	(日)	25日	(土)	9日
	(土)	26日	●	10日	●	26日	(日)	26日	●	10日
	(日)	27日	●	11日	●	27日	●	27日	(土)	11日
	●	28日	(土)	12日	●	28日	●	28日	(日)	12日
	●	29日	(日)	13日	(土)	29日	●	29日	●	13日
	●	30日	●	14日	(日)	30日	●	30日	●	14日
		31日	●	15日	●	31日	(土)	31日	●	15日
			●	16日			(日)		●	16日
出勤	20日			11日			20日			
欠勤	日			日			日			
早退	日			日			日			
遅刻	日			日			日			

新
垣
新

令和2年

摘要	12月				11月				10月			
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	●	17日	●	1日	●	17日	(日)	1日	(土)	17日	●	1日
	●	18日	●	2日	●	18日	●	2日	(日)	18日	●	2日
	(土)	19日	●	3日	●	19日	文化 9日	3日	●	19日	(土)	3日
	(日)	20日	●	4日	●	20日	●	4日	●	20日	(日)	4日
	●	21日	(土)	5日	(土)	21日	●	5日	●	21日	●	5日
	●	22日	(日)	6日	(日)	22日	●	6日	●	22日	●	6日
	●	23日	●	7日	●	23日	期終 感謝日	7日	(土)	23日	●	7日
	●	24日	●	8日	●	24日	(日)	8日	(土)	24日	●	8日
	●	25日	●	9日	●	25日	●	9日	(日)	25日	●	9日
	(土)	26日	●	10日	●	26日	●	10日	●	26日	(土)	10日
	(日)	27日	●	11日	●	27日	●	11日	●	27日	(日)	11日
	●	28日	(土)	12日	(土)	28日	●	12日	有	28日	●	12日
		29日	(日)	13日	(日)	29日	●	13日	●	29日	●	13日
		30日	●	14日	●	30日	(土)	14日	●	30日	●	14日
		31日	●	15日		31日	(日)	15日		31日	有	15日
			●	16日			●	16日			●	16日
出勤	20日				19日				20日			
欠勤	日				日				日			
早退	日				日				日			
遅刻	日				日				日			

新垣新



人件費

令和3年

摘要	3月				2月				1月			
	有	17日	●	1日	●	17日	●	1日	(日)	17日	祝	1日
	有	18日	●	2日	●	18日	●	2日	●	18日	正月	2日
	有	19日	●	3日	●	19日	●	3日	●	19日	祝	3日
		20日	●	4日	(土)	20日	●	4日	●	20日	●	4日
		21日	●	5日	(日)	21日	●	5日	●	21日	●	5日
	有	22日	(土)	6日	●	22日	(土)	6日	●	22日	●	6日
	有	23日	(日)	7日	不 休 日	23日	(日)	7日	(土)	23日	●	7日
	有	24日	●	8日	●	24日	●	8日	(日)	24日	●	8日
	有	25日	●	9日	●	25日	●	9日	●	25日	(土)	9日
	有	26日	●	10日	●	26日	●	10日	●	26日	(日)	10日
		27日	●	11日	(土)	27日	建 國 祝 記 念 日	11日	●	27日	成 祝 日	11日
		28日	●	12日	(日)	28日	●	12日	●	28日	●	12日
	有	29日	(土)	13日		29日	(土)	13日	●	29日	●	13日
	有	30日	(日)	14日		30日	(日)	14日	(土)	30日	●	14日
	有	31日	●	15日		31日	●	15日	(日)	31日	●	15日
			有	16日			●	16日			(土)	16日
	出勤	11	日	出勤	18	日	出勤	19	日			
	欠勤		日	欠勤		日	欠勤		日			
	早退		日	早退		日	早退		日			
	遅刻		日	遅刻		日	遅刻		日			

新垣新

